

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第15号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u>（平成19年静岡県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第2項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例</u>（平成19年静岡県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「任意入院患者の定期症状等報告書」を「任意入院者の定期症状等報告書」に、「任意入院患者」を「任意入院者」に、

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)		
初回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
前回入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (入院形態)		
初回から前回までの入院回数	計 回		
過去12か月間の外泊の状況	1 不定期的 2 定期的(i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆や正月) 3 なし		

過去12か月間の治療の内容とその結果（過去12か月間に行動制限が行われたときはその必要性を含むこと。）	
過去12か月間の病状又は状態像の経過の概要	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向 特記事項（ ）
任意入院継続の必要性（通院へ変更できない理由について具体的に説明すること。）	
今後の治療方針	
今後の退院へ向けた取組み	

を

病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症
過去12か月間の治療の内容とその結果（過去12か月間に行動制限が行われたときはその必要性を含むこと。）			
過去12か月間の病状又は状態像の経過の概要	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向 特記事項（ ）		
任意入院継続の必要性（通院へ変更できない理由について具体的に説明すること。）			
今後の治療方針			

に、「衝動行動」を「衝動行為」に、「＜問題行動＞」を「＜問題行動等＞」に、

「 診察した指定医氏名

を

「 診察した主治医氏名

に、

- 」
- 1 内は、指定医の診察に基づいて記載すること。
 - 2 今回の入院年月日の欄は今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄はそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院の場合は「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
 - 3 生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。
 - 4 生活歴及び現病歴の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
 - 5 初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。
 - 6 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
 - 7 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
 - 8 診察した指定医氏名の欄は、指定医自身が署名すること。
 - 9 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

を

- 「
- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
 - 2 今回の入院年月日の欄は今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄はそのときの入院形態を記載すること（特定医師による入院の場合は「法第33条第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項入院」又は「法第33条の6第2項入院」と記載すること。）。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
 - 3 入院後の診察により、精神症状が重症であって、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な症状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、任意入院継続の必要性の欄にその旨を記載すること。
 - 4 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
 - 5 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
 - 6 診察した主治医氏名の欄は、主治医自身が署名すること。
 - 7 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲むこと。 」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。